

西原町の予算ってどうやって決めるの？

予算とは、西原町の一年間の収入と支出の見積もりのことをいいます。家計に例えると「一年間の収入がいくらで、うち生活費でいくら、ローンの返済がいくら」というものを示したものです。

今回は、町の予算がどうやって決められていくのか、その過程を左の図の番号①～⑥の順に説明していきます。

① **予算編成方針**
 予算編成方針とは、国の方針や町の財政事情などを参考に、予算を作るときに基本的な考え方を示したものです。実際に予算の見積りを行う事業の担当課

② **予算見積書の作成**
 予算編成方針に基づき、事業の担当課では予算見積書を作成します。
 みなさんの家庭でも同様に、新しい服がほしい、旅行がしたいなど要望がたくさんあるなかで、

実際の収入に見合う範囲内で、優先順位をつけて家計をやりくりしていると思います。
 町も家計と同じように、限られた収入（財源）の中で、優先順位をつけて事業を選択し、予算を作っていきます。



国の方針



財政状況

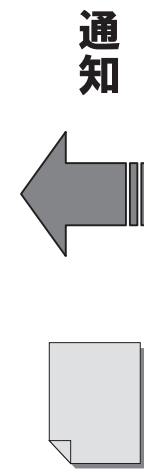


住民ニーズ

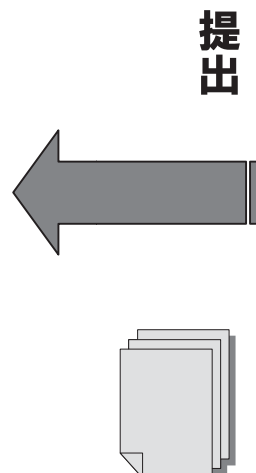


法律・計画

① **予算編成方針**
 11月



② **予算見積書の作成 (担当課)**
 11月～12月



③ **庁内の調整**

支出 (歳出)	収入 (歳入)
88 億円	88 億円
民生費 28 億円	町税 31 億円
教育費 14 億円	地方交付税 17 億円
土木費 11 億円	国県支出金 19 億円
総務費 10 億円	借入金 7 億円
借金返済 10 億円	その他 14 億円
その他 15 億円	

※数値は、H20 年度当初予算案の数値です。



④ **予算 (案)**
 1月～2月



西原町議会

⑤ **予算 (案) の審議・議決**
 3月

⑥ **予算の執行 (サービスの提供)**
 4月～翌年3月



福祉



教育



道路・公園



保健衛生

④ **予算案の提出**
 最終的に、一年間の収入の見積もりと、支出の見積もりを同額に調整し、予算案を作り、議会に提出します。

⑤ **予算案の審議・議決**
 提出された予算案は、三月の定例議会において審議が行われ、「原案可決」「修正可決」「否決、審議未了」の議決が行われます。
 原案可決 → 予算が成立する
 修正可決 → 予算が成立する
 否決・審議未了 → 成立しない

⑥ **サービスの提供**
 議会の議決 (予算成立) 後、計画に基づいて、予算の執行 (サービスの提供) が行われます。
 以上が予算を作り、執行されるまでの流れとなっています。

予算を執行する上で大切なことが二つあります。
 まず一つが、住民福祉の向上という目的を達成するため、最小の経費で予算を執行することです。
 もう一つが、収入源となる税金は、適正かつ厳正に、これを確保しなければならぬということです。

予算編成過程の公開
 町ホームページにおいて、予算編成過程の公開を行っています。予算編成方針、予算要求額、査定額を随時公開していますので、どうぞご覧ください。

【お問い合わせ】財政課
 ☎ 945-5029
 FAX 946-6086
 URL <http://www.town.nishihara.okinawa.jp>

西原町の予算が決定されるまで